

報道関係者 各位

新型インフルエンザ（A/H1N1）の輸入ワクチンに関する 契約変更について

- 輸入ワクチンについては、備蓄等を考慮してもなお余剰が見込まれることから、輸入ワクチンの海外企業2社（GSK社、ノバルティス社）との間で交渉を進めてきたところ。
- 企業との交渉を重ねた結果、本日、GSK社との間で、以下のとおり、当初契約の変更について概ね合意に達したところ。

① 解約について

- ・当初購入予定量（7,400万ドーズ）のうち、32%（2,368万ドーズ）を解約（解約に伴う違約金なし）
- ・上記の解約に伴い、約257億円の経費を節減

② 購入分について

- ・GSK社のワクチンは、抗原とアジュバントが別々（医療機関で混ぜ合わせる方式）であり、購入分については、各々の有効期限（抗原：1.5年、アジュバント：3年）内であれば、活用が可能
- ・特にアジュバントについては、有効期限が長く、かつ、仮にH1N1ウイルスの性状が変化し現行のワクチンが有効でなくなった場合や、H5N1が発生した場合に、それらに対応した新たな抗原と組み合わせて使用することも可能

- なお、ノバルティス社についても、現在、交渉を行っているところ。